

米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書

宜野湾市の市域面積の約 25 パーセントを占め、「世界一危険な飛行場」と言われる普天間飛行場は、戦後 74 年の長きにわたり、宜野湾市の中央に存在し、航空機事故の危険性や騒音被害等、市民の生活環境に大きな負担を強いていることに加え、都市機能・交通体系・土地利用等・効率的なまちづくりを進める上で阻害要因となっており、経済活動にも影響を及ぼしている等、宜野湾市民の基地負担はすでに限界に達している。一日も早い普天間飛行場の危険性除去は、日本国民の切なる願いがある。

現在、日米両政府による「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO) 合意に基づき、普天間飛行場の名護市辺野古地区キャンプ・シュワブへの移転統合が日本政府によって進められているが、この方法こそ普天間飛行場の一日も早い「危険性除去」の方法である。

そのことは「宜野湾市民の安全な生活を守る会」が平成 28 年 10 月に行った翁長雄志前知事の「辺野古埋立て承認取消訴訟」の無効を主張して提訴したことを支持する署名活動において、宜野湾市民 2 万人余が署名したこと、また平成 25 年 8 月に「基地統合縮小実現県民の会」が行った普天間飛行場の辺野古移設と経済振興を求める署名が 3 ヶ月間の短期間で 7 万 3491 筆集まったことに現れている。

普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、同飛行場の辺野古キャンプ・シュワブへの移設・統合が必要である。

下記のことを強く要請する。

記

- 1 普天間飛行場の危険性を除去し宜野湾市民の 74 年間もの苦労を一日も早く解消すること。
- 2 その具体的方法として現在、唯一、示され実行されている辺野古キャンプ・シュワブへの移転・統合を推進すること。
- 3 日本の安全保障を確保するため、尖閣諸島を含む、厳しい安全保障環境に置かれている先島諸島周辺の平和と安定を維持するため、日米安全保障条約を推進するとともに、一定の基地負担を負わざるを得ない沖縄県において、さらなる基地の整理縮小を求めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和元年 9 月 19 日

長野県上伊那郡南箕輪村議会
議長 丸山 豊

様